

## 5. 震災からの復旧・復興と森林・林業の再生

### (被災地の復旧・復興には地域の基幹産業として森林・林業の再生が必要)

東日本大震災からの復旧・復興に当たり、森林・林業に対しては、自立した地域の基幹産業として再生し、住宅や公共建築物への地域材利用を推進するとともに、木質バイオマスを中心とする持続的なエネルギー供給体制を構築することが求められている。

今回の震災では、37万戸を超える住宅が全壊・半壊等の被害を受け、復旧・復興に当たっては、住宅の再建が喫緊の課題となっている。住宅の再建に必要な木材を円滑に供給するためには、被災地において、森林施業の集約化や路網整備により持続可能な森林経営の確立を図るとともに、被災した製材・合板製造工場の復旧により、効率的な木材の加工流通体制を整備する必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、定期検査に入った各地の原子力発電所が再起動しなかったことから、国内における電力供給力は低下した状態にある。このような中、木質バイオマスは、地域の資源を活用できる環境負荷の少ないエネルギー源として期待されている。被災地での新しいまちづくりに当たっては、木質系災害廃棄物のエネルギー利用を進め、将来的に、未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行する必要がある。

このように、地域の基幹産業として森林・林業の再生を進めることは、川上から川下に至るまでの経済活動を活発化させることにより、被災地の復興に不可欠な雇用を拡大することにもつながる。

### (復興に向けた木材供給体制を構築)

被災地における住宅等の再建に当たっては、東北地方の木材供給可能量をはるかに上回る量の木材が必要となることを見込まれている。

このような中、林野庁では、平成23(2011)年度を「森林・林業再生元年」として、「森林・林業再生プラン」の実現に向け、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりと木材の安定供給・利用に必要な体制の構築に向けた取組を開始したところであ

る。同7月に策定した「森林・林業基本計画」では、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網整備の加速化、人材の育成等の取組を推進することとしている。

特に、平成23(2011)年度第3次補正予算では、「森林整備加速化・林業再生基金」の延長により、復興に必要な木材を全国規模で安定供給するため、搬出間伐の実施、路網整備の加速化、木材加工施設の整備等により、川上から川下に至る総合的な取組を支援することとした。

林野庁では、これらの施策を通じた森林・林業の再生により、復興に必要な木材を全国から安定供給する体制を構築して、被災地の復旧・復興に貢献する方針である。

### (被災地での先進的取組を全国に展開)

現在、林野庁では、被災地において、海岸防災林の再生、地域材を活用した住宅・公共建築物の再建、木質バイオマスによるエネルギー供給体制の構築に向けて、これまでの知見と経験を活かしながら、先進的な取組を進めている。

これらの取組から得られる知見は、我が国全体での森林整備や木材利用の推進に当たっても、極めて有益なものである。

林野庁では、被災地における先進的な取組を全国の先導的なモデルとして活かしながら、我が国全体の森林・林業の再生を更に推進する方針である。